行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40～60歳位の男性、身長160㎝位、ジャンパー、シャツ、ジーパン、靴下、靴、ロープ、肩かけバッグ。在中品：現金110円、マフラー、ipod、キーケース、お茶、パンツ。

上記の者は、平成26年頃愛知県豊橋市嵩山町字浅間下地内で死亡したもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成30年5月30日

愛知県　　豊橋市長　佐原　光一

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による長野都市計画事業長野駅周辺第二土地区画整理事業の以下に記載する者に対する仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告します。

平成30年5月30日

長野都市計画事業長野駅周辺第二土地区画整理事業

施行者　長野市

代表者　長野市長　加藤　久雄

仮換地指定通知

長野都市計画事業長野駅周辺第二土地区画整理事業施行地区内の中村正元の所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。

よって、同法同条第５項及び第99条第２項の規定により、通知します。

記

1　仮換地の位置及び地積

従前の宅地所有者

氏名：中村正元

住所：長野市大字栗田318番地

法定相続人

氏名：中村壹郎

住所：長野市大字栗田318番地

従前の宅地

長野市大字栗田字西番場318番１、宅地、登記地積224.97㎡、基準地積234.60㎡、全部

長野市大字栗田字西番場319番４、宅地、登記地積2.56㎡、基準地積2.56㎡、全部

長野市大字栗田字西番場323番７、宅地、登記地積2.74㎡、基準地積2.74㎡、全部

仮換地

84－２街区２符号、地積239㎡

合計

従前の宅地、登記地積230.27㎡、基準地積239.90㎡、仮換地地積239㎡

2　仮換地の指定の効力発生の日

平成30年６月20日

仮換地について使用又は収益することができる日：別に定めて通知する

3　注意

(1)　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

(2)　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、又は収益することができません。

(3)　仮換地の地積及び画地の辺長については出来形測量により若干の変動があります。

4　教示

(1)　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に長野県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）。

(2)　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(3)　上記(1)の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地指定通知書及び仮換地案内図、仮換地位置図、仮換地明細図は省略し、それらを長野市都市整備部市街地整備局駅周辺整備課に掲示します。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成三十年五月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

北海道帯広市西二条北二丁目一七番一

株式会社ヒット

代表清算人　辻田　茂生

解散公告

当組合は、平成三十年三月二十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

岩手県奥州市江刺岩谷堂字松長根一六番二号

江刺忽布農業協同組合

代表清算人　菊池　均

解散公告

当社は、平成三十年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

仙台市青葉区中山台四丁目一番地の三

有限会社三栄

清算人　奥寺　邏幸

解散公告

当社は、平成三十年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

北海道帯広市西二条北二丁目一七番一

株式会社ヒット

代表清算人　辻田　茂生

解散公告

当組合は、平成三十年三月二十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

岩手県奥州市江刺岩谷堂字松長根一六番二号

江刺忽布農業協同組合

代表清算人　菊池　均

解散公告

当社は、平成三十年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

仙台市青葉区中山台四丁目一番地の三

有限会社三栄

清算人　奥寺　邏幸

解散公告

当社は、平成三十年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

北海道帯広市西二条北二丁目一七番一

株式会社ヒット

代表清算人　辻田　茂生

解散公告

当社は、平成三十年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

福島県いわき市東田町二丁目一四番地の二

有限会社樋田工務店

代表清算人　樋田　健治

解散公告

当法人は、平成三十年三月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

群馬県高崎市下小鳥町八三番地二三

特定非営利活動法人シルバーセーフティワークス

代表清算人　小見紀久男

解散公告

当社は、平成三十年四月二十四日開催の株主総会の決議により平成三十年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

群馬県前橋市日吉町四丁目二三番地の二

株式会社千代田エージェンシー

代表清算人　真下　尚之

平成三十年五月三十日

宮城県仙台市若林区木ノ下一丁目二四番二号

有限会社会計サービス

清算人　髙橋　實

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

福島県いわき市東田町二丁目一四番地の二

有限会社樋田工務店

代表清算人　樋田　健治

解散公告

当法人は、平成三十年三月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

群馬県高崎市下小鳥町八三番地二三

特定非営利活動法人シルバーセーフティワークス

代表清算人　小見紀久男

解散公告

当社は、平成三十年四月二十四日開催の株主総会の決議により平成三十年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

群馬県前橋市日吉町四丁目二三番地の二

株式会社千代田エージェンシー

代表清算人　真下　尚之

定時社員総会開催延期のお知らせ

平成三十年五月三十一日に開催予定の一般社団法人兵庫県成人式典協会の第三十回定時社員総会は、八重山諸島の台風接近に伴う交通機関の運行状況を考慮し、七月一日（日）に延期することとなりました。

会場　石垣市大字登野城字新栄町二番地の三　八重山文化会館

有限責任中間法人八重山諸島観光連盟

代表理事　小浜　なぎさ